

国際自然保護連合日本委員会設置規定

1980年11月1日制定

1988年12月12日改定

2004年3月18日改定

2006年3月22日改定

2008年3月25日改定

(名称)

第1条 本会は、国際自然保護連合日本委員会 (Japan Committee for International Union for Conservation of Nature and Natural Resources) と称する。略称を IUCN - J とする。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、中央区新川一丁目16番10号 財団法人日本自然保護協会内に置く。

(目的)

第3条 本会は、国際自然保護連合の活動に関する、普及・協力・連絡協議を行うことを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、次の三種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した国際自然保護連合の団体会員
 - (2) 特別会員 国際自然保護連合の会員(政府機関に限る) 地域理事、専門委員会委員長・副委員長等、国際自然保護連合総会または理事会において任命された役職者
 - (3) 協力会員 本会の目的に賛同して入会した国際自然保護連合の専門委員会委員
2. 本会に入会しようとする者は、所定の手続きにより、会長に入会を申し込むものとする。

(会議)

第5条 本会の会議は、総会とし、会長が召集する。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催する。
3. 総会では、役員の変更、事業計画、事業報告、予算決算の承認等、本会の運営に関する重要事項を決定する。
4. 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席正会員の過半数をもって決する。

(役員)

第6条 本会に会長1名、副会長2名、監事2名以内の役員を置く。

2. 役員は、正会員の中から、総会において選任する。
3. 会長は、本会を代表し、本会の事務を総括する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
5. 監事は、本会の経理及び業務遂行を監査する。

(運営委員会)

第7条 本会に国際自然保護連合本部、アジア地域事務所、専門委員会及び会員相互の連絡を促進する目的で、運営委員会を設置する。

2. 運営委員は、正会員及び特別会員の中から、5名以上10名以内を総会において選任する。
3. 運営委員は、必要に応じて会議(「運営委員会」という)を開き、本会の目的達成のために必要な事項を決め、会長の承認を得るものとする。また、その内容は遅滞なく会員に報告しなければならない。
4. 運営委員会の議長は、運営委員の互選により定める。

(任期)

第8条 役員及び運営委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠の役員及び運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会計)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 本会の会費及び経費については、別に定める。

(報告)

第10条 第5条3項で総会の承認を得た事業報告書を本会の年次報告書として国際自然保護連合に提出する。

(事務局)

第11条 本会に、第5条から第10条の業務を補佐し、事務を行うため事務局をおく。

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

2. この規定の改廃には、正会員の3分の2以上の賛成を要するものとする。

国際自然保護連合日本委員会の会費について

本会の設置規程第9条第2項による会費を、次のとおり定め、2008年度より適用する。

正会員のうち社団法人、財団法人	年額	30,000円
その他の団体	年額	5,000円
特別会員	無料	
協力会員	無料	

なお、適用に際し、正会員の社団法人または財団法人は、組織の財政状況等を踏まえ、「その他の団体」の会費を選択することもできる。支払を実行する前に、会長又は副会長にその旨を連絡する。